



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第948号 令和8年5月22日発行

## 目次

※は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
256	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
257	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
258	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
259	令和8年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策課
260	狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を実施する件	同
261	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
262	同	同
263	県営土地改良事業の工事が完了した件	同
264	地籍調査の成果を認証した件	同

### 【教育委員会訓令】

番号	表題	担当課名
4※	徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令	

### 【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
※	徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
3	漁業法の規定に基づき徳島県海域における せん漁業の操業について指示する件	
4	漁業法の規定に基づき徳島県海域における いせえびかご漁業及び類似漁業の操業の禁 止について指示する件	

## 徳島県告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社和合	徳島市八万町内浜 170番地3	ヘルパーステーション ハーモニー	徳島市八万町下福万 161-6	訪問介護	令和7年11月30日	令和8年3月31日
社会福祉法人山城会	三好市山城町西字1227番地の4	山城会ホームヘルパーステーション	三好市山城町西字1227番地の4	同	令和8年1月29日	同
株式会社あおい	徳島市大谷町野見松 22-1メイプルハイツ101	あおいケアサポート	徳島市大谷町野見松 22-1メイプルハイツ101	同	同 2月9日	同
特定非営利活動法人山の薬剤師たち	鳴門市撫養町斎田字西発47番地10	訪問介護センター たなごころ	鳴門市撫養町斎田字西発47番地10	同	同 13日	同
社会福祉法人緑風会	徳島市国府町東高輪 352番地3	特別養護老人ホーム緑風会チロル	那賀郡那賀町成瀬字小谷口2番地	同	同 16日	同
株式会社かもな	同 名東町一丁目 203-1	ヘルパーステーションリコリタ	徳島市名東町一丁目 203-1	同	同 26日	同

社会福祉法人健祥会	同 国府町東高輪 字天満3 5 6番地 1	特別養護老人ホーム健祥会清盛	三好市東祖谷古味36 番地 1	同	同	同
社会福祉法人神山町社会福祉協議会	名西郡神山町神領字 本上角93番地 1	神山町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	名西郡神山町神領字 本上角93番地 1	訪問入浴介護	同 1月23日	同
社会福祉法人山城会	三好市山城町西字12 27番地 4	山城会訪問入浴サービス	三好市山城町西字12 27番地 4	同	同 29日	同
医療法人鴻伸会	阿南市新野町西馬場 3番地の 3	訪問リハビリテーション中井医院	徳島市南二軒屋一丁 目 2 番 8 号	訪問リハビリテーション	同 2月20日	同
特定非営利活動法人山の薬剤師たち	鳴門市撫養町斎田字 西発47番地10	デイサービスセンターたなごころ	鳴門市撫養町斎田字 西発47番地10	通所介護	同 13日	同
医療法人敬愛会	同 鳴門町土佐泊 浦字高砂 5 番地	介護老人保健施設大鳴門シルバーハウス	同 鳴門町土佐泊 浦字高砂50番地 3 号	通所リハビリテーション	同 16日	同
株式会社瀬部商店	徳島市西新町一丁目 10番地	株式会社瀬部商店	徳島市西新町一丁目 10番地	福祉用具貸与	同 9日	同 4月1日

## 徳島県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人神山町社会福祉協議会	名西郡神山町神領字本上角93番地1	神山町社会福祉協議会介護予防訪問入浴介護事業所	名西郡神山町神領字本上角93番地1	介護予防訪問入浴介護	令和8年1月23日	令和8年3月31日
医療法人鴻伸会	阿南市新野町西馬場3番地の3	訪問リハビリテーション中井医院	徳島市南二軒屋一丁目2番8号	介護予防訪問リハビリテーション	同 2月20日	同
医療法人敬愛会	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5番地	介護老人保健施設大鳴門シルバーハイツ	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂50番地3号	介護予防通所リハビリテーション	同 16日	同

## 徳島県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年5月22日から同年9月22日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリのアオキ応神店

所在地 徳島市応神町東貞方字西川淵26番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年12月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,240平方メートル

(6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	50台

	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	10台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	106.5平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	10.80立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後12時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	2箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前5時から午後10時まで

2 届出年月日

令和8年4月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年5月22日から同年9月22日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。

## 徳島県告示第259号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、令和8年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 試験の日時

第1回 令和8年8月2日（日曜日）午前10時から

第2回 令和8年8月30日（日曜日）午前10時から

第3回 令和8年10月11日（日曜日）午前10時から

第4回 令和9年1月31日（日曜日）午前10時から

### 2 試験の場所

会場名	場所	
徳島会場	第1回	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所
	第2回	同
	第3回	同
	第4回	同
阿南会場	第1回	阿南市富岡町あ王谷46 徳島県阿南農林事務所
	第2回	同
	第3回	同
	第4回	同
美馬会場	第1回	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 徳島県美馬農林事務所
	第2回	同
	第3回	同
	第4回	同

### 3 狩猟免許申請書の提出期間

第1回 令和8年6月29日（月曜日）から同年7月17日（金曜日）まで

第2回 令和8年7月27日（月曜日）から同年8月14日（金曜日）まで

第3回 令和8年9月7日（月曜日）から同月25日（金曜日）まで

第4回 令和8年11月30日（月曜日）から同年12月18日（金曜日）まで

### 4 狩猟免許申請書の提出先

対象者	提出先
徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所
徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所の所管区域内に住所を有する者	阿南市富岡町あ王谷46 徳島県阿南農林事務所
徳島県美馬農林事務所及び徳島県三好農林事務所の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 徳島県美馬農林事務所

## 徳島県告示第260号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定による狩猟免許の更新を受けようとする者を対象とする適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 適性検査及び講習の対象者

令和5年に狩猟免許を受けた者及び狩猟免許の更新を受けた者

### 2 適性検査及び講習の日時及び場所

会場名	日 時	場 所
徳島会場	第1回 令和8年7月7日（火曜日） 午後1時から	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所東会議棟
	第2回 同 8日（水曜日） 午後1時から	同
	第3回 同 9日（木曜日） 午後1時から	同
	第4回 同 8月5日（水曜日） 午後1時から	同
	第5回 同 20日（木曜日） 午後1時から	吉野川市川島町宮島南中須736番地1 徳島県吉野川農林事務所大会議室
阿南会場	第1回 同 7月9日（木曜日） 午後1時から	海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 徳島県美波農林事務所
	第2回 同 10日（金曜日） 午後1時から	阿南市富岡町あ王谷46 徳島県阿南農林事務所
	第3回 同 14日（火曜日） 午後1時から	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 那賀町地域交流センター
	第4回 同 16日（木曜日） 午後1時から	海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場海南庁舎
	第5回 同 21日（火曜日） 午後1時から	阿南市富岡町あ王谷46 徳島県阿南農林事務所
美馬会場	第1回 同 16日（木曜日） 午後1時30分から	三好市池田町マチ2551番地1 三好市池田総合体育館会議室
	第2回 同 23日（木曜日） 午後1時30分から	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 徳島県美馬農林事務所大会議室
	第3回 同 30日（木曜日） 午後1時30分から	同

### 3 狩猟免許更新申請書の提出期間

この告示の日から各々の適正検査及び講習の日の10日前まで

### 4 狩猟免許更新申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目67 徳島県徳島農林事務所
徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所の所管区域内に住所を有する者	阿南市富岡町あ王谷46 徳島県阿南農林事務所
徳島県美馬農林事務所及び徳島県三好農林事務所の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73 徳島県美馬農林事務所

## 徳島県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員  
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称  
不働土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	久次米 孝 司	久次米 孝 司	徳島市不働北町一丁目9
同	永 井 重 雄	永 井 重 雄	同 不働本町一丁目239-1
同	新 居 敬 一	新 居 敬 一	同 227
同	折 野 安 弘		同 不働西町一丁目593-1
同	豊 田 昌 宏	豊 田 昌 宏	同 不働西町三丁目765
同	日 野 正 美		同 不働西町四丁目2152
同	大 寺 義 浩	大 寺 義 浩	同 不働北町二丁目2243-3
同	犬 伏 達 夫		同 114
同	笠 原 理	笠 原 理	同 不働東町四丁目944-1
同	堀 江 健 三	堀 江 健 三	同 不働東町五丁目447-1
同	武 市 俊 之		同 147-3
同	松 本 禎 之		同 不働東町四丁目680
同	菅 村 和 弘	菅 村 和 弘	同 619-1
同		堀 昭 彦	同 不働西町一丁目599
同		井 原 耕 司	同 不働西町四丁目712
同		中 谷 千 春	同 不働東町五丁目405
同		元 林 敬 雄	同 春日二丁目7-11
同		新 田 俊 和	同 不働西町四丁目2323
監 事	山 瀬 克 裕	山 瀬 克 裕	同 不働西町一丁目345
同	榑 博 之	榑 博 之	同 不働西町四丁目988-2
同	山 本 真 男	山 本 真 男	同 不働東町五丁目449
同	加 納 義 文	加 納 義 文	同 不働本町一丁目247-7

## 徳島県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員  
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称  
桑野西部土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	垣 内 正 一		阿南市山口町元長96-1
同	徳 田 忠 男		同 北山108
同	杉 本 良 幸		同 杉谷114
同	吉 田 公 勇		同 北山74
同	大 野 康 則		同 蓮花寺66
同	此 森 仁 志		同 桑野町岡ノ鼻7
同	陶 久 昌 邦		同 山口町内田174
同	仁 木 宏 明		同 元長138
同		大 東 正 和	同 北山80
同		新 居 俊 明	同 杉谷142
同		陶 久 清 隆	同 内田40
同		山 本 孝 雄	同 北山106-1
同		植 原 正 敏	同 70
同		片 山 國 昭	同 杉谷3
同		小 川 好 美	同 内田86
同		垣 内 博 之	同 13
監 事	吉 田 輝 一		同 北山83
同	大 野 菊 美	大 野 菊 美	同 桑野町蓮花寺谷5-2
同		庫 元 榮 司	同 山口町杉谷74

## 徳島県告示第263号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
三好市三野町芝生458番地の1 桶川祐俊ほか18名	阿讃三好地区	令和7年1月14日

## 徳島県告示第264号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、東みよし町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年5月22日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1(1) 調査を行った者の名称  
東みよし町
- (2) 調査を行った時期  
令和6年度及び令和7年度
- (3) 成果の名称  
東みよし町東山の一部の地籍図及び地籍簿（ハタ・法市2地区）
- (4) 調査を行った地域  
三好郡東みよし町東山字ハタ及び法市の一部（ハタ・法市2地区）
- (5) 認証年月日  
令和8年5月12日
- 2(1) 調査を行った者の名称  
東みよし町
- (2) 調査を行った時期  
令和6年度及び令和7年度
- (3) 成果の名称  
東みよし町毛田の一部の地籍図及び地籍簿（毛田18地区）
- (4) 調査を行った地域  
三好郡東みよし町毛田の一部（毛田18地区）
- (5) 認証年月日  
令和8年5月12日

## 徳島県教育委員会訓令第4号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月22日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和49年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

第7条第2項中「第14条及び第15条」を「第10条及び第11条」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令は、令和8年5月22日から施行する。
- 2 改正後の徳島県立学校処務規程の規定は、令和8年4月1日以後に行われた代決について適用し、同日前に行われた代決については、なお従前の例による。

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月22日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則11-3）の一部を次のように改正する。

別表第1 松茂町の保健相談センターの項の次に次のように加える。

地域子育て支援センター	所長
こども家庭センター	センター長

別表第1 松茂町の地域包括支援センターの項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長
----------	----

別表第1 松茂町の給食センターの項を次のように改める。

図書館	館長
-----	----

別表第1 藍住町の町長部局の項中「総務企画課主幹 建設産業課主幹（産業支援室長を兼ねる主幹に限る。）」を削り、同表板野町のクリーンセンターの項の次に次のように加える。

地域包括支援センター	所長
健康相談室	室長

別表第1 つるぎ町の支所の項を削り、同表つるぎ町の保健センターの項の次に次のように加える。

公民館	館長
放課後児童クラブ	園長
学校給食センター	所長

別表第2 吉野川環境整備組合の項及び徳島中央広域連合の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 徳島海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつぼ漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和8年5月22日

徳島海区漁業調整委員会

会長 今 治 清 孝

（操業禁止区域）

第1条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

- (1) 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域
  - ア 北緯34度14分15秒東経134度34分15秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
  - イ 香川県東かがわ市翼山頂上
- (2) 次のア、イ及びウを順次に結んだ2直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ3直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域
  - ア 兵庫県南あわじ市丸山崎西端
  - イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - ウ 北緯34度14分15秒東経134度34分15秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
  - エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端
  - オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点
  - カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから1,000メートルの点
  - キ 徳島県鳴門市大磯崎東端
- (3) 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
  - ア 徳島県鳴門市大磯崎東端
  - イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから1,000メートルの点
  - ウ 徳島県小松島市根井鼻東端
  - エ 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）北端
- (4) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ7直線とケ、コ及びサを順次に結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
  - ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端
  - イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から500メートルの点
  - ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点
  - エ 徳島県阿南市三ツ石頂上
  - オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

(5) 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から 3,000 メートルの距離の線以内の海域

(6) 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深300メートル以浅の海域（操業制限区域）

第2条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においては、その漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第3条 第1条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第2項に定める書類を添えて、操業開始予定日の3日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

(1) 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

(2) 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以北の海域）

(3) 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

(1) 届出書（様式は別に定める。）

(2) 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

(3) 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第1項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第1項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第4条 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（雑則）

第5条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁業調整委員会が別に定める。

(R8.5.22 委員会指示第3号第3条第2項第1号の様式)

せん漁業操業届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所  
氏名

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。  
なお、操業にあたっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 2 項第 2 号の様式)

副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

印

このたび本漁業協同組合所属の下記の\_\_\_名が、せん漁業の操業を行うにあたって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしくお願ひします。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 3 項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所  
氏名

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船名
  - (3) 船舶総トン数
- 2 操業海域
- 3 操業期間
- 4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 印

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 4 項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。

徳島せん証第〇〇号

(たて 10 c m、よこ 50 c m以上)

徳島せん  
証第〇〇号

(たて 20 c m、よこ 30 c m以上)

#### 徳島海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年5月22日

徳島海区漁業調整委員会

会長 今 治 清 孝

（操業の禁止）

第1条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は営んではならない。

（指示の有効期間）

第2条 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。